

## 5(1) 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

平成19年度より財政の健全性を示す新たな指標として導入された。  
 一般会計・用地会計・受託水道事業会計等の決算を対象(一般会計等)とし、重複分を純計した実質赤字の標準財政規模に対する比率である。  
 早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ11.25～15%、財政再生基準は、市町村は20%とされている。

### 実質赤字比率

	平成22年度	平成23年度
市部	- %	- %
郡部	- %	- %
島しょ部	- %	- %

※ 実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。

### 【平成23年度の状況】

平成23年度においては、前年度同様、東京都の市町村で赤字になる団体はなかった。

## 実質赤字比率

(単位:%)

市町村名	平成22年度	平成23年度
八王子市	-(11.25)	-(11.25)
立川市	-(11.53)	-(11.53)
武蔵野市	-(11.56)	-(11.53)
三鷹市	-(11.59)	-(11.60)
青梅市	-(12.00)	-(12.01)
府中市	-(11.25)	-(11.27)
昭島市	-(12.45)	-(12.45)
調布市	-(11.35)	-(11.37)
町田市	-(11.25)	-(11.25)
小金井市	-(12.44)	-(12.44)
小平市	-(11.71)	-(11.70)
日野市	-(11.73)	-(11.72)
東村山市	-(11.99)	-(11.95)
国分寺市	-(12.26)	-(12.23)
国立市	-(12.79)	-(12.77)
福生市	-(13.07)	-(13.09)
狛江市	-(12.82)	-(12.81)
東大和市	-(12.77)	-(12.74)
清瀬市	-(12.83)	-(12.81)
東久留米市	-(12.40)	-(12.37)

(単位:%)

市町村名	平成22年度	平成23年度
武蔵村山市	-(12.94)	-(12.91)
多摩市	-(11.83)	-(11.86)
稲城市	-(12.69)	-(12.68)
羽村市	-(13.14)	-(13.16)
あきる野市	-(12.69)	-(12.70)
西東京市	-(11.53)	-(11.49)
瑞穂町	-(14.09)	-(14.10)
日の出町	-(15.00)	-(15.00)
檜原村	-(15.00)	-(15.00)
奥多摩町	-(15.00)	-(15.00)
大島町	-(15.00)	-(15.00)
利島村	-(15.00)	-(15.00)
新島村	-(15.00)	-(15.00)
神津島村	-(15.00)	-(15.00)
三宅村	-(15.00)	-(15.00)
御蔵島村	-(15.00)	-(15.00)
八丈町	-(15.00)	-(15.00)
青ヶ島村	-(15.00)	-(15.00)
小笠原村	-(15.00)	-(15.00)

※ ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ設定)である。

※ 実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。

## 5(2) 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

平成19年度より財政の健全性を示す新たな指標として導入された。  
 全会計(一般会計等・国民健康保険事業・老人保健・介護保険事業・下水道事業等)を対象とした実質赤字(又は資金の不足額)の標準財政規模に対する比率である。

早期健全化基準は、市町村は財政規模に応じ16.25～20%、財政再生基準は、市町村は30%とされている。

### 連結実質赤字比率

	平成22年度	平成23年度
市部	- %	- %
郡部	- %	- %
島しょ部	- %	- %

※ 連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。

### 【平成23年度の状況】

平成23年度においては、前年度同様、東京都の市町村で赤字になる団体はなかった。

## 連結実質赤字比率

(単位:%)

市町村名	平成22年度	平成23年度
八王子市	-(16.25)	-(16.25)
立川市	-(16.53)	-(16.53)
武蔵野市	-(16.56)	-(16.53)
三鷹市	-(16.59)	-(16.60)
青梅市	-(17.00)	-(17.01)
府中市	-(16.25)	-(16.27)
昭島市	-(17.45)	-(17.45)
調布市	-(16.35)	-(16.37)
町田市	-(16.25)	-(16.25)
小金井市	-(17.44)	-(17.44)
小平市	-(16.71)	-(16.70)
日野市	-(16.73)	-(16.72)
東村山市	-(16.99)	-(16.95)
国分寺市	-(17.26)	-(17.23)
国立市	-(17.79)	-(17.77)
福生市	-(18.07)	-(18.09)
狛江市	-(17.82)	-(17.81)
東大和市	-(17.77)	-(17.74)
清瀬市	-(17.83)	-(17.81)
東久留米市	-(17.40)	-(17.37)

(単位:%)

市町村名	平成22年度	平成23年度
武蔵村山市	-(17.94)	-(17.91)
多摩市	-(16.83)	-(16.86)
稲城市	-(17.69)	-(17.68)
羽村市	-(18.14)	-(18.16)
あきる野市	-(17.69)	-(17.70)
西東京市	-(16.53)	-(16.49)
瑞穂町	-(19.09)	-(19.10)
日の出町	-(20.00)	-(20.00)
檜原村	-(20.00)	-(20.00)
奥多摩町	-(20.00)	-(20.00)
大島町	-(20.00)	-(20.00)
利島村	-(20.00)	-(20.00)
新島村	-(20.00)	-(20.00)
神津島村	-(20.00)	-(20.00)
三宅村	-(20.00)	-(20.00)
御蔵島村	-(20.00)	-(20.00)
八丈町	-(20.00)	-(20.00)
青ヶ島村	-(20.00)	-(20.00)
小笠原村	-(20.00)	-(20.00)

※ ( )内の数値は、各団体の早期健全化基準(財政規模に応じ設定)である。

※ 連結実質赤字額がない場合は、「-」と表記している。

### 5(3) 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

平成19年度より財政の健全性を示す新たな指標として導入された。

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

算出方法は異なるが、地方債協議制度への移行に伴い平成17年度に新たに導入された指標でもある。毎年度経常的に収入される財源のうち、公債費や公営企業債に対する繰出金などの公債費に準ずるものを含めた実質的な公債費相当額(普通交付税で措置されるものを除く。)に充当されたものの占める割合をいう。

早期健全化基準は、25%、財政再生基準は、35%とされている。

#### 実質公債費比率

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
市部	5.0 %	4.1 %	3.1 %	2.5 %
郡部	7.8 %	6.6 %	5.5 %	4.6 %
島しょ部	12.0 %	11.5 %	10.6 %	10.4 %

#### 【平成23年度の状況】

平成23年度においては、東京都の市町村では早期健全化基準以上及び財政再生基準以上の数値となった団体はなかった。

市部、郡部、島しょ部ともに平成19年度から微量であるが減少傾向が続いている。

## 実質公債費比率

(単位:%)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
八王子市	4.3	2.8	1.8	1.1
立川市	7.6	6.8	4.9	3.5
武蔵野市	2.1	0.4	△ 0.7	△ 1.6
三鷹市	6.2	5.1	4.1	4.0
青梅市	6.3	6.2	4.5	3.9
府中市	7.6	7.5	7.5	7.1
昭島市	3.4	2.7	1.7	1.2
調布市	7.9	6.7	4.3	2.8
町田市	3.4	1.6	△ 0.1	△ 1.3
小金井市	7.0	6.4	5.9	5.7
小平市	4.0	3.3	2.8	3.1
日野市	1.0	1.0	0.9	1.0
東村山市	6.7	5.0	4.3	4.0
国分寺市	9.8	8.5	6.8	4.9
国立市	5.2	4.4	4.1	3.9
福生市	3.5	3.0	2.5	2.4
狛江市	8.8	7.5	6.5	5.8
東大和市	4.2	3.3	2.6	2.2
清瀬市	5.0	4.9	5.0	5.2
東久留米市	7.1	6.6	4.7	4.5

(単位:%)

市町村名	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
武蔵村山市	1.0	1.1	1.5	2.0
多摩市	0.8	0.0	0.0	0.0
稲城市	3.8	2.4	1.6	1.3
羽村市	4.9	4.8	4.8	4.9
あきる野市	9.8	9.4	8.6	7.6
西東京市	3.7	2.9	2.2	1.2
瑞穂町	3.4	2.6	2.3	1.3
日の出町	10.6	9.5	7.4	6.9
檜原村	7.5	6.8	5.6	5.0
奥多摩町	18.2	15.7	12.9	10.2
大島町	16.3	16.4	15.0	14.4
利島村	18.2	12.9	8.5	6.4
新島村	6.5	7.5	7.2	7.1
神津島村	7.1	4.3	2.0	1.5
三宅村	15.8	14.2	13.2	12.7
御蔵島村	6.7	6.1	5.4	4.4
八丈町	8.9	9.4	9.5	9.9
青ヶ島村	15.1	9.4	5.6	3.1
小笠原村	14.1	13.8	13.9	14.4

※実質公債費比率は、平成19年度分から地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づく指標となり、算出方法が変更されている。

#### 5(4) 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

平成19年度より財政の健全性を示す新たな指標として導入された。  
 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債から充当可能な財源を控除した将来負担見込額の標準財政規模に対する比率である。  
 早期健全化基準は、市町村は350%とされている。

#### 将来負担比率

	平成22年度	平成23年度
市部	14.9 %	6.8 %
郡部	- %	- %
島しょ部	16.6 %	- %

#### 【平成23年度の状況】

平成23年度においては、前年度同様、東京都の市町村で早期健全化基準以上の数値となった団体はなかった。

## 将来負担比率

(単位:%)

市町村名	平成22年度	平成23年度
八王子市	21.4	22.5
立川市	-	-
武蔵野市	-	-
三鷹市	35.3	33.4
青梅市	33.0	23.0
府中市	-	-
昭島市	23.8	17.1
調布市	13.6	10.2
町田市	-	-
小金井市	43.3	57.2
小平市	-	-
日野市	39.8	43.3
東村山市	47.1	45.9
国分寺市	46.5	25.5
国立市	26.5	15.7
福生市	-	-
狛江市	65.2	59.1
東大和市	3.9	-
清瀬市	71.4	62.1
東久留米市	39.7	34.4

※ 将来負担比率がない場合は、「-」と表記している。

(単位:%)

市町村名	平成22年度	平成23年度
武蔵村山市	-	-
多摩市	-	-
稲城市	-	-
羽村市	2.2	-
あきる野市	84.8	76.0
西東京市	25.4	22.3
瑞穂町	-	-
日の出町	52.0	41.6
檜原村	-	-
奥多摩町	51.0	34.2
大島町	135.9	108.1
利島村	-	-
新島村	-	-
神津島村	-	-
三宅村	29.0	-
御蔵島村	-	-
八丈町	13.1	54.2
青ヶ島村	-	-
小笠原村	3.2	-